

**新規申請の
記入例**

(住所) 中央区 〇〇年 〇〇月 〇〇日

緊急通報システムを利用される本人の氏名・住所等を記入してください。

住所 〒104-8404 中央区築地1-1-1

申請者(利用者) 氏名 ちゅうおう たろう 中央 太郎

生年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日 (〇〇歳)

電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇

機器の種類を選択し、いずれかに○を記入してください。

申請します。

なお、私及び世帯員は、当該システムを利用するに当たり裏面の同意事項を確認し、同意します。

機器の種類 (いずれかに○)	<input checked="" type="radio"/> 固定電話回線型式	課税世帯：月額450円 非課税世帯：無料 生活保護等：無料
	<input type="radio"/> 無線型式	課税世帯：月額900円 非課税世帯：月額450円 生活保護等：無料

設置機器 (任意)	<input checked="" type="checkbox"/> 火災センサー	<input type="checkbox"/> 見守りセンサー	課税世帯：月額各50円 非課税世帯：無料
	※ 設置を希望する場合は「 <input checked="" type="checkbox"/> 」を付けてください。		

鍵の保管方法	<input checked="" type="checkbox"/> サービス委託業者に預ける。	自宅の鍵を委託業者に預ける必要がありますので、 <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。
	※ 希望する保管方法に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」を付けてください。	

世帯員	氏名(ふりがな)	続柄	生年月日(年齢)	生活状況等(20~64歳の場合は要証明)
	1	ちゅうおう いちろう 中央 一郎	長男	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇歳)
2	世帯員には、同居する家族について記入してください。世帯員の生活状況等の欄は、申請日現在の生活状況に○を記入してください。			
3	※20~64歳の同居者がいる場合は、申請書のほかに、「申立書」及び「就労等の証明書類」の提出が必要となります。(20~64歳の同居者1名につき1枚ずつ)			

調査・設置時 連絡先	<input type="checkbox"/> 申請者本人	<input checked="" type="checkbox"/> をつけた連絡先に、後日委託業者から事前調査や機器設置の日程調整の連絡をします。		
	<input checked="" type="checkbox"/> 以下の連絡先を希望します。	希望連絡先	利用者との続柄	電話
	ふりがな氏名	ちゅうおう いちろう 中央 一郎	長男	〇〇〇〇-〇〇〇〇

確裏認面	<input checked="" type="checkbox"/> 裏面の同意事項を確認しました。
	※ 裏面の同意事項を確認の上、「 <input checked="" type="checkbox"/> 」を付けてください。

(その他記入欄)

裏面の同意事項を確認のうえ、必ずチェックを記入してください。

※ 申請者(利用者)が難聴のため折返しの電話に出られない、本人又は世帯員でペースメーカーを使用している方がいる等、連絡事項がありましたら記入してください。

備考

- 申請者及び世帯員の氏名は、本人が自署してください。ただし、世帯員のうち未成年者、成年被後見人等にあつては、本人に代わって法定代理人が署名することができます。
- 「調査・設置時連絡先」の欄は、どちらかに「」を付けてください。

区処理欄	<input type="checkbox"/> ひとり暮らし <input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 日中独居等※要証明等	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 生保
	世帯員1 (有・不要) 世帯員2 (有・不要) 世帯員3 (有・不要)	
	住基： 性別： 介護度：	

同意事項 (※ 必ずご確認ください。)

- 1 当システムの利用に係る審査及び利用者負担額算定のため、当システムの利用決定を受けている間は、世帯員全員の住民票、介護保険及び所得に関する情報を公簿等で確認すること。
- 2 適切なサービスを提供するため、おとしより相談センター、介護支援専門員及びサービス委託業者から利用者に関する情報の提供を受けること並びにこれらの者に当該情報を提供すること。また、サービス委託業者へ、本申請書に記載した情報を提供すること。
- 3 虚偽の申請により当システムを利用したときは、利用決定の取消しを受けること。
- 4 緊急通報システム機器の取付け及び取外しに当たり自宅の改修及び修繕が必要になった場合、申請者が改修及び修繕の費用を負担し、その一切責任を負うこと。
- 5 緊急通報を発し確認電話に応答しない場合その他受信センターが緊急性を有すると判断した場合、自宅に立ち入ることを認めるとともに、これに伴い自宅等の一部に破損が生じた場合、申請者が自宅等の修繕その他の責任を負うこと。
- 6 ペースメーカーを使用している者がいる場合、緊急通報システム機器の利用に関して主治医の了承を得ていること。